

大正天皇への「帝国憲法」御進講(一)

須賀博志

目次

はじめに

一 御進講の全体像と日程

(一) 全体の構成

(二) 御進講録の成立過程

(三) 御進講の日程

(四) 御進講の条件と成果〔以上本号〕

二 御進講の内容

(一) 緒論

(二) 帝国憲法第一章 天皇

(三) 帝国憲法第二章 臣民権利義務

(四) 帝国憲法第三章 帝国議会

(五) 帝国憲法第四章 国務大臣及秘密顧問

(六) 帝国憲法第五章 司法

(七) 帝国憲法第六章 会計

おわりに

はじめに

清水澄（しみずとおる 一八六八～一九四七）博士は、「明治憲法に殉死した憲法学者」⁽¹⁾にして最後の枢密院議長として知られるが、近年では、摂政時代の昭和天皇（一九〇一～一九八九、在位一九二六～一九八九）に対する御進講録が複製出版されるなど、宮中における教育者としての役割が注目されてきている。このことはもちろん、昭和天皇崩御後に新たな史料が続々と公開されるにつれて、昭和天皇の政治関与が詳細に明らかになってきたこと⁽³⁾と無関係ではない。昭和天皇の政治行動には、牧野伸顯（一八六一～一九四九、一九二一～一九二五宮内大臣、一九二五～一九三五内大臣）ら宮中側近からの影響のほかに、幼少期から受けてきた教育、いわゆる帝王学の影響も大きいと推測されるからである。

昭和天皇の帝王学については、東宮御学問所（一九一四〔大正三〕年開設、一九二一年閉校）での教育が早くから関心の対象となっており⁽⁴⁾、近年ではさらに、摂政時代および即位後も続けられた定例御進講や臨時御進講の内容が次第に明らかとなりつつある⁽⁵⁾。清水は、その両方で昭和天皇の教師を務めた⁽⁶⁾。まず、一九二〇（大正九）年一月に東宮御学問所御用掛となり、翌一九二一年三月に御学問所が閉校となるまで、一八歳から一九歳にかけての皇太子裕仁親王に「法制・経済」を講義した。次いで、皇太子が欧州歴訪から帰国し摂政となった同年秋には、東宮職御用掛として「帝国憲法」の定例御進講を行った⁽⁷⁾。「帝国憲法」の御進講がいつまで続いたか明らかでないが、昭和天皇が即位する一九二六年までには終了していたようである。昭和天皇の即位に伴って、清水の肩書きも宮内省御用掛に変わるが、即位前後には「行政法」と「皇室令制」の御進講がそれぞれ週に一回ずつ行われている⁽⁸⁾。清水の定例御進講は、一九三〇・三一年頃まで行われた⁽⁹⁾。その後も臨時の御進講が行われたようで、清水は一九四七（昭和二二）年九月に自決を遂げるまで宮

内省御用掛を務めている。

このように、昭和天皇への教育において清水が果たした役割は、長期にわたり、大きなものがある。昭和天皇への教育についての関心が高まるにつれて、清水の御進講に光が当てられるのは当然といえよう。

これに対して、同じ清水が大正天皇（一八七九〜一九二六）在位一九一二〜一九二六）へも憲法の御進講を行ったことは、あまり知られていない。たしかに、『清水澄博士論文・資料集』巻末の「清水澄略歴」には「大正四年 宮内省御用掛（大正天皇に御進講）」とあり、⁽¹⁰⁾『国史大辞典』の清水の項には「宮内省御用掛として大正天皇に進講」した旨の記述がある。⁽¹¹⁾しかし、管見の限りでは、それがどのような内容であったかを示す史料はこれまで知られておらず、それを紹介・検討した業績もないようである。

もともと大正天皇は、心身ともに弱く、政治的に重要な役割を果たさなかった。それゆえ、大正天皇にどのような教育が行われ、いかなる人格形成がなされたかを検討する意義は少ない、と一般に考えられるのも無理はない。大正天皇が憲法の授業を受けたとしても、それを理解し、それに基づいて自らの政治的判断を形成していたとは、考えられないであろう。これまでの低調な研究状況には、少なくとも政治史の観点からは、それなりの理由がある。

ところが最近、大正天皇像を塗り替えようとする意欲作、原武史『大正天皇』⁽¹²⁾が登場した。同書は、生まれながらの病弱な天皇という従来のイメージを覆すべく、皇太子時代にはつらつとして全国巡啓をする様子や、人間的で気さくな人物像を、新聞や日記を使って描き出し、大正天皇は牧野伸顕らによって「押し込め」られたと主張する。同書には、天皇の成人前の教育についての比較的詳しい検討があり、もともと健康状態がよくない皇太子嘉仁親王に対して詰め込み教育が行われ、ますます健康が悪化し教育が遅れるという状況が描かれている。⁽¹³⁾同書は大正天皇への教育について一定の関心を有しているが、それでも、結婚（一九〇〇年）後あるいは即位（一九一二年）後の御進講についての言及は

ない。さすがに同書も、大正天皇が「人間として」未熟ではなかったと主張するに止まり、政治的に未熟・無能であったことまで否定してはいないからであろう。大正天皇に対する倫理・政治・行政・軍事・社会などに関する教育すなわち帝王学は、やはり失敗したと評せざるをえないのである。

さて、二〇〇四（平成一六）年二月に、国立国会図書館憲政資料室で「清水澄関係文書」（追加分）が新規公開された。ここに、清水による大正天皇への「帝国憲法」御進講録の大部分が収められており、この御進講の内容が初めて明らかとなった⁽¹⁵⁾。本稿は、この御進講録を紹介・検討するものである。

以上述べてきたところから明らかなように、この御進講は、大正天皇の政治行動に影響を与えたというような意味で政治的な意義がある、とは考えにくい。また、本稿の叙述で明らかになるように、従来知られていた清水の著作や昭和天皇への御進講録と相当に異なる見解が披瀝されているわけでもなく、理論的な深みもないので、憲法学説史上の意義も薄い。それにもかかわらず、この史料を紹介・検討する価値があると考えたのは、次の二つの理由による。一つには、昭和天皇への御進講を本史料と対比することによって、昭和天皇への教育のあり方が、より多角的に明らかになると考えられることである。そしてもう一つは、本史料が大正デモクラシーの思潮を受けて変動しつつある国家制度のあり方全体を、コンパクトにわかりやすく伝えていられるように思われることである。

以下では、まず、大正天皇への「帝国憲法」御進講の全体像を概観した上で、とくにその日程について検討し（一）、次いで、帝国憲法の章ごとにその内容を紹介する（二）。ここでは、昭和天皇への御進講や清水の公刊された著書と比較しながら、論じていくことにしたい。最後に、大正天皇への御進講の特徴をまとめ、今後に残された課題を整理する（おわりに）。なお本稿では、史料の引用に際して、現在使用されない正字体・異体字・合字は現在通行の字体に変え、適宜句読点を付した。

- (1) 憲法学者である令息清水虎雄氏が文藝春秋一九六四年一月号に記した回想記のタイトルである。
- (2) 清水澄謹撰・所功解説『法制・帝国憲法』（一九九七年、原書房）。
- (3) この問題については、いわゆる昭和天皇独白録（寺崎英成、マリコ・テラサキ ミラー『昭和天皇独白録』（一九九一年、文藝春秋））の公開以来、論争の対象となってきた。最近では、伊藤之雄『政党政治と天皇』（二〇〇二年、講談社）一一～二二頁、二九二～二九七頁、三一二～三三三頁が、近代の英国国王と比べても、昭和天皇と宮中側近の政治関与は積極的で、それが軍部などの不信を招いた、と評価している。
- (4) 東宮御学問所については、大竹秀一『天皇の学校——昭和の帝王学と高輪御学問所——』（一九八六年、文藝春秋）が詳しい。同書は、倫理の御進講を担当した杉浦重剛（一八五五～一九二四）日本中学校校長を中心に論じている。倫理御進講の教科書は、杉浦重剛著・猪狩又蔵編『倫理御進講草案』（一九三六年、杉浦重剛先生倫理御進講草案刊行会）。御学問所で用いられた教科書は、ほかに、後述する清水の「法制」（清水・前掲書注（2））と、白鳥庫吉謹撰・所功解説『國史』（一九九七年、勉誠社）が出版されている。
- (5) 御進講の中では、三上参次（一八六五～一九三九）宮内省臨時帝室編修官長による明治天皇の事跡に関する進講が重要であった、とされる。その内容は、高橋勝浩の一連の研究によって明らかにされつつある。高橋勝浩「三上参次の進講と昭和天皇——明治天皇の聖徳をめぐって——」明治聖徳記念学会紀要復刊一五号（一九九五年）、同「史料紹介 三上参次『進講案』」國學院大學日本文化研究所紀要八三輯（一九九九年）三四七頁以下、同「資料翻刻 宮内庁書陵部所蔵三上参次『御進講案』——その一——」同九二輯（二〇〇三年）四四九頁以下、「同——その二——」同九三輯（二〇〇四年）四一五頁以下。
- (6) 本稿では、清水の履歴事項は、特記しないかぎり、以下の資料による。清水澄著・清水澄博士論文資料刊行会編『清水澄博士論文・資料集』（一九八三年、原書房）一一九二頁以下の「清水澄略歴」、清水・前掲書注（2）巻末所収の所功「『法制・帝国憲法』解説」、秦郁彦編『日本近代人物履歴辞典』（二〇〇二年、東京大学出版会）二六六頁。
- (7) 東宮御学問所における「法制・経済」と、摂政宮への定例御進講「帝国憲法」の教科書として編まれたものが、清水・前掲書注（2）である。

(8) 一九二六年七月に内大臣秘書官長となった河井弥八（一八七七～一九六〇）は、翌年三月に侍従次長兼皇后宮大夫に転じるまで、清水の御進講を陪聴している。河井の日記（河井弥八『昭和初期の天皇と宮中——侍従次長河井弥八日記——』第一巻（一九九三年、岩波書店））に陪聴についての記事がみられるのは、一九二六年九月二八日火曜日（三〇頁）から、翌年三月四日金曜日（一〇一頁）までである。これによると、毎週火曜日に「行政法」の御進講、毎週金曜日に「皇室令制」の御進講がなされている。

(9) 一九二七年から侍従であった永積寅彦（一九〇二～一九九四）の回想による（永積寅彦『昭和天皇と私——八十年間お側に仕えて——』（一九九二年、学習研究社）一一〇頁）。

なお、永積は「だんだん時事問題、枢密院にかかる議案といった、現代の法律についての解説を申し上げることが多くなりまして、あまり適当じゃないのではないかとというような心配がでてきて、それでお止めになったんじゃないかと思えますよ。」と述べている（同頁）。この回想が、とくに清水の御進講についてのものか、定例御進講一般について述べているのかは、文脈上定かではない。

とはいえ清水は、確認できるだけでも、次のような時事問題に関連する御進講を行っている。すなわち、①一九二八（昭和三年）四月三〇日・五月七日・一四日（いずれも月曜日）の三回にわたり、同年二月に施行された最初の普通選挙をうけて「普通選挙の実施に関する御進講」を行った（河井弥八『昭和初期の天皇と宮中——侍従次長河井弥八日記——』第二巻（一九九三年、岩波書店）六八頁、七五頁、八〇頁）。②一九三〇年五月六日火曜日には、前月二二日に調印された統帥権干犯問題を引き起こしていたロンドン海軍軍縮条約に関連して、「帝国憲法ト軍縮問題」と題する御進講を行政法定例御進講の一環として行った（佐藤元英「清水澄法字博士の御進講と統帥権解釈——ロンドン海軍軍縮条約をめぐる——」法律時報七一卷七号（一九九九年）扉）。③一九三三年五月に二回にわたって、前月に起こった京大滝川事件についての御進講を行った（宮本盛太郎『昭和前期史の一齣——北一輝・本庄繁・清水澄——』書齋の窓二〇〇三年一―二月号三八頁）。④同年一〇月一〇日、「北一輝ノ国家改造法案」について御進講を行った。これは、同年三月にドイツのヒトラー政権が成立させた授権法を直接のきっかけにしたものとされる。（宮本・前掲論文三六頁、三八頁）

(10) 清水・前掲書注（6）一一九二頁。

(11) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第七卷（一九八六年、吉川弘文館）一三五頁（由井正臣）。白井勝美ほか編『日本

近現代人名辞典』(二〇〇一年、吉川弘文館) 五二〇頁(由井正臣)も同文である。由井が、大正天皇への御進講について記述しながら、より長期にわたり重要性も高い昭和天皇への御進講について触れていないのは、理解しがたい。

ちなみに、大須賀明ほか編『三省堂憲法辞典』(二〇〇一年、三省堂)には、清水澄という項目は立てられておらず、清水が現在の憲法学界でほとんど無視されている現状を象徴しているように思われる。清水と同じように、内務官僚・宮中側近・枢密顧問である一方で公法学者でもあった一木喜徳郎(一八六七〜一九四四)は取り上げられているのに、清水が取り上げられていないのは、いささか不可解である。

(12) 原武史『大正天皇』(二〇〇〇年、朝日新聞社)。批判的な書評として、伊藤之雄「書評・原武史著『大正天皇』(朝日選書)」日本歴史六四一号(二〇〇一年)一二五頁以下がある。

(13) 原・前掲書注(12) 三三頁以下。

(14) 原・前掲書注(12) 一九二頁。

(15) この史料の新規公開と、関連する情報について、京都産業大学教授所功先生に御教示を賜った。記して謝意を表す。

一 御進講の全体像と日程

(一) 全体の構成

清水澄博士の大正天皇に対する「帝国憲法」御進講録は、国立国会図書館憲政資料室所蔵「清水澄関係文書」一一二八〜一一七九に収められている。そのほとんどが東京榛原製十行野紙に記されているが、喜多川製十行野紙と行政裁判所十三行野紙も一部使われている。本文のほとんどは、楷書又は行書で墨書されたもので、欄外への書き込みも多い。一部にペン書きの原稿があり、また、鉛筆による書き込みもわずかにみられる。野紙一枚あたりの本文の字数は、三三〇〜三五〇字程度であり、御進講一回あたり一〇枚前後の野紙が用いられている。御進講一回あたりの時間

回数	日付	枚数	備考	内容	資料番号
一	大正四年十月一日	九	概要二枚	第一章 国家	一一二八
二	大正四年十月十五日	八	概要二枚	第二章 統治権	一一二九
三	大正四年十月二十九日	八	概要二枚墨書、本 体五枚ペン書き	第三章 法	一一三〇
四	大正四年十二月十七日	六	概要二枚	第四章 憲法	一一三一
五	大正五年一月廿一日進講	九	概要三枚	大日本帝国憲法第一章総論	一一三二

は、四竈孝輔（一八七六～一九三七）侍従武官（海軍大佐）の日記に「午前二時より五十分間、清水御用掛の憲法御前
進講を陪聴差許さる。」（四竈二二）⁽¹⁷⁾との記事があり、五〇分間が通例だったと思われる。製本はされておらず、回ごと
に金属製クリップで綴じた跡が残っている。

御進講は六〇回行われているが、そのうち九回分の御進講録が欠けている。後述するように、六〇回で完結したわけ
ではなく、未完のまま終了したようである。各回の御進講録の一枚目右欄外に日付が付されており、御進講日と考えら
れる。全体の構成を、左表に示す。表中の日付欄は、修正も含めて欄外書き込みの通りに表記した。□は判読不明箇
所、見せ消しは削除箇所、ゴシックは加筆箇所である。内容の欄も、御進講録本文中の見出しの通りである。

一五	十月 〔六日〕 二十	一〇	「意義」三枚、ほかにメモ一枚	第十六条ノ意義、第十七条ノ意義、第十六条、第十七条	一一四〇
一四	七月七日	四	「補遺」一枚、「意義」三枚	第十三条ノ補遺、第十四条ノ意義、第十五条ノ意義	一一三九
一三	六月十六日	九	「意義」二枚、「補遺」二枚、ほかにメモ一枚	第十三条ノ意義、第十三条ノ補遺、第十四条、第十五条	一一三八
一二	欠				
一一	大正五年五月十九日	八	「意義」二枚	第十条ノ意義、第十条	一一三七
一〇	大正五年四月二十一日	九	「意義」三枚	第九条ノ意義、第九条	一一三六
九	大正五年三月十七日進講之分	二	「意義」三枚	第八条ノ意義、第八条	一一三五
八	欠				
七	大正五年二月十八日	九	「意義」二枚	第三条ノ意義、第四条ノ意義、第五条ノ意義、第三条、第四条、第五条	一一三四
六	大正五年二月四日	二	概要三枚	第一条、第二条	一一三三

大正天皇への「帝国憲法」御進講（一）

二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六
大正六年五月十八日	大正六年五月四日	大正六年四月二十五日	御進講ノ分 大正六年三月三十日 四月六日	三月十六日御進講	三月二日御進講	□月十六日	大正六年一月十九日	十二月十五日（第三金曜□□
八	九	八	七	九	一〇	一二	八	七
付 ほかにメモ一枚貼	ほかにメモ三枚	ほかに草稿三種九枚、メモ一枚	ほかに草稿三枚	ほかに草稿六枚	ほかに草稿七枚、メモ四枚			
第三十五条ノ続キ	第三十五条	第三十四条	第三十三条	第三十二条、第三章帝国議会	第二十九条、第三十条、第三十一条	第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条	第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条	第二章、第十八条、第十九条
一一四九	一一四八	一一四七	一一四六	一一四五	一一四四	一一四三	一一四二	一一四一

三四	欠					
三三	欠					
三二	欠					
三一	欠					
三〇	欠					
二九	大正六年十月五日第二十九回御 進講ノ分	六		第四十五条、第四十六条、第四十七条	一一五四	
二八	〔日付欠〕	七	ほかに草稿一枚	第四十二条、第四十三条、第四十四条	一一五三	
二七	大正六年六月二十九日〔第五 金曜日〕七月六日〔第一金曜 日〕御進講ノ分	七		第四十一条	一一五二	
二六	大正六年六月十五〔二十五 日〕〔第三五金曜日〕	七		第三十八条、第三十九条、第四十条	一一五一	
二五	大正六年六月一日〔第一金曜 日〕	八		第三十六条、第三十七条	一一五〇	

大正天皇への「帝国憲法」御進講（一）

四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五
六月七日御進講ノ分	五月三十一日（第五金曜日）御進講ノ分	五月□七日御進講ノ分	五月三日御進講ノ分	四月□九日御進講ノ分	四月五日御進講ノ分	三月二十九日御進講ノ分	三月□五日御進講ノ分	三月一日御進講ノ分	二月十五日御進講ノ分	欠	欠
九	八	七	一〇	一二	九	九	一三	九	九		
第五十七条第二項	第五十七条第一項	第五章司法	第五十六条ノ続キ	第五十六条ノ続キ	憲法第五十六条	第五十五条ノ続キ	第五十五条第二項	第五十五条第一項	第四章国务大臣及枢密顧問ノ続キ		
一一六四	一一六三	一一六二	一一六一	一一六〇	一一五九	一一五八	一一五七	一一五六	一一五五		

五四	五月十六日御進講ノ分(第三金曜日)	一〇		第六十四条ノ続キ	一一七二
五三	四月十八日第三金曜日御進講ノ分	一〇		第六十三条、第六十四条	一一七一
五二	□月三十一日 四月四日(大正八年)(第[五]一金曜日 御進講ノ分)	一二		第六十二条第一項但書、第六十二条第二項	一一七〇
五一	十二月二十日 御休ミ一月十七日(第三金曜日) 御進講ノ分	一二		第六章會計、第六十二条第一項	一一六九
五〇	十一月一日二十九日御進講ノ分	一一		第六十一条	一一六八
四九	十月十八日御進講ノ分	一一		第六十条	一一六七
四八	十月四日(第一金曜日) 御進講ノ分	一一	ほかにメモ一枚	第五十八条第三項、第五十九条	一一六六
四七	六月二十一日 七月五日 九月二十日 御進講ノ分	一〇	四枚目欠	第五十八条第一項、第五十八条第二項	一一六五

大正天皇への「帝国憲法」御進講（一）

五五	大正八年五月三十日（第五金曜日）御進講ノ分	一〇		第六十四条第二項、第六十五条	一一七三
五六	六月六日御進講ノ分（第一金曜日）	九		第六十六条、第六十七条	一一七四
五七	六月二十日御進講（第三金曜日）	九		第六十八条、第六十九条	一一七五
五八	七月四日（第一金曜日）御進講	九		第七十条	一一七六
五九	九月十九日、十月三日、十月七日（第三金曜日）御進講ノ分	一〇		第七十一条	一一七七
六〇	十一月二十一日、十二月五日（第一金曜日）御進講ノ分	九	ほかに草稿七枚	第七十一条（続き）、第七十二条第一項	一一七八 （草稿一 一七九）

御進講全体の構成について、次の諸点を指摘できる。

（１）「第四回迄ハ緒論／第五回以後ハ大日本帝国憲法逐条講義」（大正進講一―三二一）¹⁸）という構成が採られ、第四回御進講まで国家・法・憲法に関する一般法学的な説明が付加されている。これは、昭和天皇の摂政宮時代の御進講にはみられない。後者の冒頭には、「帝国憲法ノ制定」と「帝国憲法ノ特色」が、わずか七頁を割いて説明されているに

過ぎない（昭和進講一―一七七）⁽¹⁹⁾。昭和天皇に対しては、東宮御学問所での「法制・経済」において法学通論が講ぜられていたからである。その教科書『法制』の第一章国家・第二章法制は一五三頁にわたっており、『法制』一―一五三）⁽²⁰⁾、大正天皇への御進講の緒論よりかなり詳しい。

(2) 第一五回御進講までは、御進講録本文のほかに、その回の御進講の概要を示す部分が付せられている。この部分は、第五回御進講までは、目次に要点を付記した形であるが、逐条解説に入った第六回御進講からは、条ごとの説明の要約である。第七回御進講からは、「第〇条ノ意義」と題されている。帝国憲法第二章臣民権利義務以降、すなわち第一六回御進講以降は、このような要約部分はつけられなくなっており、進講方針の修正があったのかもしれない。

(3) 第二〇回御進講以降、すなわち第三章帝国議会以降の説明は、それ以前の部分よりも明らかに詳しくなっている。右表の「内容」の欄を概観すれば分かるように、それ以前は御進講一回あたり三ヶ条程度進んでいたが、それ以降は一ヶ条につき御進講一回といったベースである。第二章臣民権利義務はもともと説明すべき内容が少ない部分であるともいえるが、それを考慮すると第二章から、または遅くとも第三章に入るあたりで、進講方針の変更があったことを示唆しているように思われる。

(4) 第五〇回御進講すなわち第五章司法までの御進講録は、漢字カタカナ混じりの文語文（ナリ・タリ調）で記されているが、第六章会計を内容とする第五一回御進講以降は、口語体（ゴザイマス調）に変わっている。後述するように、この時期は、大正天皇の病状が急に悪化する時期である。

注

(16) 四電孝輔『侍従武官日記』（一九八〇年、芙蓉書房）。本稿では、同書からの引用は、本文中の割注として、（四電〔頁

数」の形式で示す。

(17) 大正六年五月一八日条。第二四回御進講にあたる。

(18) 本稿では、国立国会図書館憲政資料室所蔵「清水澄関係文書」中の大正天皇に対する「帝国憲法」御進講録から引用する場合には、本文中の割注の形式とする。引用は、「大正進講」と記した上で、同文書の資料番号と原稿の該当箇所の枚数を付記する。したがって、「大正進講一―三二―一」とは、清水澄関係文書資料番号一―三二の原稿一枚目から引用したものであることを意味する。

(19) 本稿では、摂政時代の裕仁皇太子への「帝国憲法」御進講については、教科書の複製版である清水・前掲書注(2)によって本文中の割注の形式で引用する。引用は、「昭和進講」と記した上で、教科書『帝国憲法』の巻数と頁数を付記する。同書は、『法制』一冊と『帝国憲法』全四冊を合冊してあるが、通しの頁数は付されていないので、頁数は巻ごとの数字である。

(20) 東宮御学問所時代の裕仁皇太子への「法制・経済」御進講についても、「帝国憲法」御進講と同様に、清水・前掲書注(2)により割注で示す。『法制』と記した上で、教科書『法制』の頁数を付記する。

(二) 御進講録の成立過程

この御進講録がどのように成立したかを明らかにするには、関連する史料や清水の先行する著作との関連を検討しなければならぬが、本稿ではその準備がない。さしあたり、本史料のみから推測できる範囲で論じることとする。

御進講録の第一九回から第二二回および第六〇回には、楷行書で十行野紙に清書された御進講録本体のほかに、行草書のより小さい字で原稿用紙または十三行野紙に書かれた草稿が残されている。草稿にはかなりの加筆修正や記述順序の変更がなされたうえ、清書の段階でもさらに文言の追加・削除が行われている。第二二回御進講では、いったん清書された原稿にさらに修正が加えられ、再度の清書が行われて、最終的な御進講録が成立している。これらから、御進講の準備に当たって清水が推敲を繰り返した様子が見えてくる。

御進講録にはまた、メモが添付されているものがある。そのほとんどは、御進講録に引用した外国憲法の条文、関係法令の抜粋、歴史的事項の典拠などであるが、中に二枚だけ、御進講の構成を立てた際の覚えと思われるものがある。

(1) 一つは、帝国憲法七一条にかかる第五九・六〇回御進講の構成を示すペン書きのメモ一枚であるが、なぜだか第四八回御進講に含まれている(大正進講二一六六)。このメモは最初に、「憲法第七十一条」とタイトルがあり、紙の中央部に、次のような項目が列記されている。

予算不成立ノ場合

解散

協議会ノ案

否決 不議了

普通会計ト特別会計

継続費

予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約

追加予算トノ干係

予算不可分

予算ノ一部否決

前年全部ノ予算ヲ実行ス

「解散／協議会ノ案」の下には、「実例」「憲六十七条」と付記されている。

メモにはさらに、紙の上部に「実例ニヨルモ本条必要ナリ」、下部に「外国ニナクテ不自由／夫デ設ケタ」とあり、前年度予算施行制の必要性を、日本の過去の実例と外国の例とを用いて強調している。外国の例については、「ナクテ不自由」なものとして「普国ノ例」をしめし、「夫デ設ケタ」に続けて「西班牙等ノ例モ参照シタモノナラン」之ハ穩当デアルカラデアアル」「英国ニテハ如何／仮予算制ニヨルノテアル／白耳義モ然リ」と書き加えている。紙の左端に「前年度不成立／前々年度」ともみえる。

これに対応する第五九・六〇回御進講（大正進講一一七七・一一七八）の構成をみてみよう。この御進講ではまず、①憲法実施後に、衆議院解散または両院協議会決定案への不同意のために予算不成立となった実例八例が紹介され、次に、②それ以外の理由で予算不成立となりうる場合として、不裁可、予算全部の否決、議会不成立、不議了、憲法第六七条所定歳出の政府同意なしでの廃除削減の五つの場合が挙げられている。これはメモの前半部分にほぼ沿っており、不裁可・議会不成立といった、実際にはありえそわない想定が加えられているに過ぎない。御進講では次に、③スペイン憲法の前年度予算施行制の規定を紹介して、このような規定を設ける国は少ないと指摘し、そのためプロイセン憲法争議が起こったという。これもメモとほぼ対応しているが、イギリス・ベルギーへの言及は省略されている。

御進講では次に憲法解釈論に移り、④予算は不可分なので前年度予算は全部実施する、⑤前年度も予算不成立の場合には前々年度の予算を施行する、と述べた上で、前年度予算実施の際に注意すべき点として、⑥予算超過・予算外支出、⑦大蔵省証券の発行限度額、⑧予算外国庫負担の契約、⑨継続費、⑩特別会計、⑪追加予算の六点を簡条書きで挙げ説明を加えている。順序は前後するが、これらの内容のほとんどは右のメモにみえており、⑥⑦が追加されているにすぎない。

このように、この回の御進講は、ほぼ右のメモに基づいて構成されていることが確認できる。

(2) もう一つのメモは、「草稿〔断片〕」とのタイトルがある清水澄関係文書一一八〇⁽²⁾に含まれているもので、帝国憲法第二章臣民権利義務の総論部分に関わる。「第二章」のタイトルのあとに、まず行草書の墨書で次のような記載がある。

本章ハ臣民即我国民ノ権利及義務ノコトヲ規定シタルモノナリ

権利トハ 之ヲ区分スレハ

義務トハ

権利享有能力 行使能力

普国憲法ニテハ第一章ニ

我国ニテ第二章ト為シタルハ

此第二章ノ規定ノ或モノハ其源ヲ英国ニ発シ各国ノ憲法ニ伝ハリ我国憲法ニモ掲ケラレタルモノナリ

米仏ノ権利宣言

参政権ハ立憲国ニテ認メラレタル権利ニシテ我国ニテ主要ナルモノハ議員ノ選挙権被選挙権ナルモ共和国ニテハ大統領ハ選挙ニヨルモノナリ

領ハ選挙ニヨルモノナリ

官吏ノ選挙

要スルニ臣民ノ権利義務ノ主ナルモノハ法律ニアラサレハ定ムルコト能ハスト為シタルナリ 即議會ノ同意ヲ以テ

権利ノ保障トシタルナリ

臣民即国民ノ身分ニ国籍 十八

出生 認知 婚姻 縁組 帰化

十九条 公務ニ就クノ権ノ平等ナルコトヲ保障ス

二十 兵役

二十一 納税

二十二 居住及移転ノ自由

二十三 身体ノ自由

右のような墨書に対してさらに、鉛筆で書き込みがある。そのうち目立つものとして、タイトルの「第二章」の上には「臣民ノ分定マレリノ民約ニアラス」と、下には「愛民 忠君ニ基ク」と書かれている。権利を「区別スレハ」の下には「公権」とあり、さらにその下に「参政権」と「一人ノ身体財産ニ干スル権」との区別がなされている。「我国ニテ第二章ト為シタルハ」の後ろには、「主権在民ニアラサルヲ示ス臣民ノ文字ヲ用ヒタ事」と書き込みがある。

このメモを、対応する第一六回御進講録の第二章総論部分（大正進講一四一―一四五）と比較すると、一致点も多いが、力点の置き方が異なるように思われる。まず、①メモでは最初に権利や義務の定義を述べ、第一章天皇と第二章臣民権利義務との関係はそのあとに回されている。これに対し御進講録では、ベルギーのように国権が国民の手中にある国と異なり、我が国では国権が君主に属するがゆえに、天皇の章が臣民権利義務より先に規定される、と述べ、君主の愛民と臣民の忠君という国体を強調している。つまり、御進講録では、メモの鉛筆書き込みの部分が強調されているわけである。また、②メモの墨書にある権利規定の比較憲法史的沿革については、御進講録では触れられていない。さら

に、③法律の留保に関する説明、つまり議会の同意による権利の保障という立憲的な権利保障方法に関するメモの記述も、御進講録では対応する部分がみられない。逆に、④メモには多くは登場しないが、御進講録では、権利・義務の定義やその分類に関する一般法学上の説明に紙数が割かれている。

このような相違点があり、また記述の順序にも異同があるとはいえ、メモの墨書と鉛筆書き込みを一体のものとしてみれば、そのかなりの部分が御進講録の構成と一致していることは疑えない。

以上述べてきたところから、御進講録の成立は次のような順序を経たものと考えられる。まず、御進講録には種本となるような先行著作は存在せず、清水がその構成を新たに考えた書き下ろしと思われる。清水は次に、構成メモを元にして草稿を作成し、それに相当の加除修正を加えた上で、清書を行った。場合によってはさらに推敲し、再度の清書を行ったものもある。しかし、その清書に対してもさらに、欄外書き込みがなされていたり、加除修正の跡がある。清水が入念な準備をして御進講に臨んだ様子が、生々しく残されているのである。

なお、御進講録の最初第七回（一九一六年二月一八日）までの部分には、「独逸帝国」を「旧独逸帝国」としたり、「普国憲法」を「普国旧憲法」としたりといった、鉛筆による書き込みが数箇所ある（大正進講一一三一―概要二・本文四、一一三―本文一・四、一一三―本文四・七）。これらの書き込みが一九一九年以降のものであることは明白である。昭和天皇への御進講の準備に際して見直したのではないかと考えられるが、確証はない。

注

(21) 清水澄関係文書一一八〇には四枚の野紙が収められている。本文で紹介する一枚のほか、①第六〇回御進講録の最後の部分の草稿（大正進講一一七九―七）を清書し、さらに加筆したもの（大正進講一一七八―九の前段階のもの）、②憲法の試験

問題の覚えと思われるペン書きのメモ、③欄外に日付・場所のみ記された白紙、の三枚である。

（三）御進講の日程

ここでは、御進講の日程について詳しく検討する。これにより、大正天皇の年間スケジュールの一端が明らかになるであろうし、のちに一九二一（大正一〇）年一月の摂政設置に至ることとなる大正天皇の心身の状態の悪化が、いつ頃から始まったのかを示す傍証になる、と考えられるからである。

さて、御進講日が特定できるのは右表の「日付」のとおりであるが、これらの御進講日は、すべて第一・第三・第五金曜日であり、それが定例日であったと考えられる。定例日以外に御進講がなかったとすると、史料の傷みのために解読できない日付は、それぞれ次のように推定できる。すなわち、第一八回御進講は一九一七（大正六）年二月一日、第三九回は一九一八年三月一日、第四二回は同年四月一日、第四四回は同年五月一日である。さらに、御進講録自体が残っていないかたり、日付が付されていなかったりする御進講の日付を推定すると、第八回は一九一六年三月三日、第一二回は同年六月二日であろう。第二八回と第三〇回から第三六回までは特定できない。

次に、定例御進講がなかった日について、主として四竈侍従武官の日記によりつつ考察してみよう。まず、毎年恒例の行事のために、御進講が比較的長期間休みになることがある。

（一）年末年始

第四回御進講（一九一五年二月二七日）と第五回（一九一六年一月二一日）との間、第一六回（同年二月一五日）と第一七回（一九一七年一月一九日）との間、第五〇回（一九一八年一月二九日）と第五一回（一九一九年一月一七日）との間は、いずれも一ヶ月程度空いている。年末年始の行事が輻輳する時期である。ちなみに、一九一八年か

ら二〇年までの御講書始めは、いずれも一月九日に行われており（四竈四八・一一二・一九〇）、年末から御講書始めまで御進講は休みになる。

(2) 日光における避暑

第一四回御進講（一九一六年七月七日）と第一五回（同年一〇月二〇日）との間、第二七回（一九一七年七月六日）と第二九回（同年一〇月五日）との間（ただし、日付は確定できないがその間に第二八回御進講が行われている）、第四六回（一九一八年六月七日）と第四七回（同年九月二〇日）との間、第五八回（一九一九年七月四日）と第五九回（同年十一月七日）との間には、それぞれ三ヶ月ほどの空きがある。三ヶ月のうち二ヶ月程度は、恒例の日光田母沢御用邸での避暑の期間にあたる。

避暑の期間について、一九一六年の日程は分からないが、一九一七年は八月一日行幸啓・九月一二日還幸啓、一九一八年はシベリア出兵や米騒動といった「時局御軫念」のため期間が短くなり八月六日行幸啓・同月二日還幸啓、一九一九年は七月二一日行幸啓・九月一八日還幸啓といった日程であった（四竈三一・四〇・八三・八九・一四四・一六二）。したがって、日光での避暑中と、それに先立つ七月下旬の土用の期間は御進講が休みになったのであろう。一九一七年の避暑の日程を考慮に入れると、日付の確定できない第二八回御進講は、同年七月二〇日か九月二一日のいずれかと推定できる。

(3) 葉山における避暑

なお、大正天皇が避暑・避寒のために御用邸に行幸になる慣例は、皇太子時代に毎年行われていたものが、即位後の一時期行われなくなり、一九一三（大正二）年五月に肺炎になったのをきっかけに復活したものである。一九一三年夏から日光田母沢御用邸での長期間の避暑が恒例となり、一九一四年秋ごろから天皇の歩行がふらつくようになったた

め、翌一九一五年から二・三月ごろの葉山御用邸での避寒も復活した⁽²³⁾。一九一六年の葉山での避寒の日程は分からないが、一九一七年は行幸日不明で三月一三日還幸啓、一九一八年は一月二八日行幸啓・三月一八日還幸啓、一九一九年は一月二八日行幸啓・三月二〇日過ぎに還幸啓という日程であった（四竈七・八・五四・六二・一一四・一二〇）。そうすると、第六回御進講（一九一六年二月四日）・第七回（同月一八日）・第八回（同年三月三日）・第九回（同月一七日）はおそらく葉山御用邸で行われており、第一八回（一九一七年二月一六日）・第一九回（同年三月二日）・第三七回（一九一八年二月一五日）・第三八回（同年三月一日）・第三九回（同月一五日）は、確実に葉山御用邸まで清水が向いて行つての御進講であった。

このように、日光での避暑期間中には御進講が行われなかったのに対し、葉山での避寒期間中には行われている。しかしこの取り扱いは、一九一九年には変更となった。この年一月二八日、「本年より葉山に於ける御日課御止めとなりし旨通達あり。これ同地滞在中は専ら御撰養遊ばせられんがためなりと承はる。」との決定があつた（四竈一一四）。後述のように、一九一八年秋には大正天皇の状態はかなり悪化していたのである。

（4）陸軍特別大演習

第一五回御進講（一九一六年一〇月二〇日）と第一六回（同年十二月一五日）との間、第四九回御進講（一九一八年一〇月一八日）と第五〇回（同年十一月二九日）との間、第五九回（一九一九年一月七日）と第六〇回（同年二月五日）との間にも、一ヶ月程度の空きがある。これまた恒例の、陸軍特別大演習の統裁を主目的とする行幸のためと考えられる。

もっとも、この行幸は通例、一月中旬の一〇日程度で、一月二三日の新嘗祭御親祭までには還幸になるのであるから、この時期の前後に御進講がなかったのは他の理由も考えられる。これについては、のちに検討する。

以上の定期的な年中行事以外で、定例日であるにもかかわらず御進講がなかった日については、その理由を個別的に考えなければならぬ。年代を追って検討するが、四竈が侍従武官になる一九一七年二月より前の事情はよく分からない点が多い。

(1) 一九一五(大正四)年

一〇月二九日の第三回御進講と二月一七日の第四回との間に、約一ヶ月半の空きがある。これは、十一月一〇日に即位の御大礼があったためである。大正天皇は、御大礼のために一月六日から二〇日あまりの行幸をおこなったうえ、還幸後も二月九日に東京市奉祝会に出席するなど、関連行事が詰まっていた。御大礼の直前に青森県弘前で陸軍特別大演習の統裁を行った⁽²⁴⁾にもかかわらず、一〇月二九日に第三回御進講がなされているのは、相当なハードスケジュールといえよう。

(2) 一九一六(大正五)年

まず、三月一七日の第九回御進講と四月二二日の第一〇回との間には、三月三一日と四月七日の二回の定例日がとばされている。これは、四月三日が神武天皇二千五百年祭にあたり、奈良県畝傍神宮などに行幸があったためである。

第一〇回御進講と第一一回の間の五月五日と、第一三回と第一四回間の六月三〇日に、御進講がなかった理由は明らかでない。

第一五回御進講は、その日付の修正からみて、当初の一〇月六日の予定がキャンセルされて、二〇日に延期されたのである。この理由について確証はないが、第二次大隈内閣の後継をめぐる大正天皇を巻き込みつつ数ヶ月間繰り広げられた大隈重信(一八三八〜一九二二)と山県有朋(一八三八〜一九二二)との確執が最終局面を迎え、一〇月四日に大隈が後継首相を加藤高明(一八六〇〜一九二六)と奏宣する異例の辞表を提出したこと、無関係ではあるまい。

一〇月二〇日の第一五回御進講と一二月一五日の第一六回との間には、二ヶ月ほどの空白がある。十一月三日に御進講がなかったのは、裕仁親王の立太子礼当日に当たったためであろう。一七日は、陸軍特別大演習で福岡に行幸して、一二月一日に御進講がなかった理由は不明である。

（3）一九一七（大正六）年

一月一九日の第一七回御進講と二月一六日の第一八回の間、二月二日に御進講がなかった理由は分からない。

第二一回御進講が三月三〇日から四月六日に延期になったのは、学習院卒業式への行幸があったためであろう（四電一三）。もっとも、この日には午後二時二〇分から四時まで、日課の「御運動」は行われているので、御進講よりも天皇の健康を優先している様子がうかがえる。

第二六回御進講が六月一五日から二九日に、第二七回が同日から七月六日に、それぞれ延期になった理由も分からない。

この年の一〇月から翌一九一八年二月まで、第三〇回から第三六回までの御進講録が欠けているために、御進講の日程は確定できない。しかし、この間は順調に御進講が行われていたものと考えられる。というのは、第二九回御進講があった一九一七年一〇月五日から、第三七回御進講の一九一八年二月一五日までの間には、第一・第三・第五・金曜日、一〇月一九日・十一月二日・一六日・三〇日・十二月七日・二二日・一月四日・一八日・二月一日の九回あるが、その間に第三〇回から第三六回まで七回の御進講がなされているからである。一九一七年一月には陸軍特別大演習統裁のために滋賀県彦根などに行幸があったし、政始のあった一九一八年一月四日（四電四六）に御進講をすることは思えないので、それ以外の定例日にはすべて御進講が行われた計算になる。

（4）一九一八（大正七）年

二月一五日の第三七回御進講から、六月七日の第四六回までの間も、すべての定例日に御進講が行われている。このことから推測すると、一九一七年秋から一八年春にかけては、大正天皇の心身の状態は比較的良好であったと思われる。伊藤之雄は、石原健三（一八六四～一九三六）宮内次官の一九一九年七月二二日付山県有朋宛書簡に「昨冬頃」から天皇の様子が悪化しているとの根拠に、一九一八年一月頃から同年一二月頃からか、いずれかの時期に天皇の病状がかなり悪くなった、と推定している。²⁵一九一八年一月頃からという解釈は、御進講の日程からみると、否定されるのではないだろうか。この頃の大正天皇はまだ、少なくとも一時間弱の進講を受ける程度の緊張には、耐えられたはずである。

この年の御進講日程に狂いが生じるのは、夏になってから、すなわち、六月二一日に予定されていた第四七回御進講が、七月五日へと延期になり、さらに日光での避暑から還幸後の九月二〇日までずれ込んだのが最初である。六月二一日の予定がキャンセルされたのは、おそらく、英国皇族コンノート公 (Prince Arthur, Duke of Connaught) が大正天皇に英国陸軍元帥を贈るために英国王の特使として来日したためではないかと思われる。コンノート公は、六月一八日に東京に着き、翌一九日に元帥杖捧呈のために参内、二九日まで滞在した。この期間中は天皇を始めとして迎接に追われていたようである（四竈六六～七四）。いったん七月五日に延期された御進講が、九月二〇日に再延期となった理由は、分らない。

九月二〇日から一〇月一八日まで、第四七回から第四九回の御進講は定例通りに行われたが、十一月一日に予定されていた第五〇回御進講は、同月二九日に延期となっている。十一月一日の前日一〇月三一日には、天長節の観兵式を「御風気」により取りやめるといふ事件があった。このころスペイン風邪が流行していたことはたしかだが、大正天皇の病気はもちろん単なる風邪ではない。九月二一日には日課の乗馬を「ご都合により」取り止めた、つまり乗馬ができ

ないような不調な心身状態になっていたところ、一〇月二十八日には天長節に備えて乗馬の練習をしたにもかかわらず、三十一日の天長節には状態が好転しなかったのである（四電九二〜九四）。天皇は、十一月一日の御進講にも耐えられなくなっていたのであろう。

一月一日の定例日に御進講がなかったのは、陸軍特別大演習のために栃木に行幸していたからである。一月二九日にはかろうじて第五〇回御進講が行われたが、二月六日・二〇日の定例日の御進講は行われていない。二〇日の四電日記には「午後の御日課憲法の御前進講は御都合により御取止めと相成りたり。」との記事があり（四電一〇二）、第五一回御進講は翌年一月二七日に延期となっている。この記事の前後には、天皇がなかなか寝付けない（二月一六日）、日課の運動が取り止められる（二五日・三一日）、「御風気」のため出御なし（二六日・二九日・三一日）、帝国議会開院式の行幸取止め（二七日）、節折・大祓にも出御なし（三一日）といった、天皇の病状が悪いことをうかがわせる記事が多くみられる（四電一〇一〜一〇三）。

（5）一九一九（大正八）年

一九一八年秋から悪くなっていた天皇の病状は、年が明けても変わらなかった。天皇は、新年拝賀や新年宴会といった室内での儀式には耐えられたが、早朝の野外や宮中三殿で行う四方拝・歳旦祭には出御なく、陸軍始め親兵式も取り止め、日課の御運動も行っていない（四電一〇七〜一二）。一月一七日には第五一回御進講が行われたが、同月三十一日に予定されていた定例御進講は延期となった。一月二八日に避寒のため葉山に行幸啓となり、前述のように、このときから葉山での「御日課御止め」となったからである（四電一二四）。第五二回御進講録に一月三十一日の日付が記されているところから考えて、日課取止めの決定は行幸啓直前に行われたのであろう。天皇は、二月一日の紀元節の際の還幸も取り止めている（四電一二四）。

二ヶ月に及ぶ避寒の間に天皇の体調が回復したらしく、四月四日の第五二回御進講から七月四日の第五八回まで、五月二日を除くすべての定例日に御進講が行われている。しかし、この状態は長くは続かなかった。

この年の避暑は例年より少々長く、七月二日に日光田母沢御用邸に行幸啓があり、九月一八日に還幸啓された（四竈一四五・一六二）。避暑・避暑の期間中には天皇の健康が回復するのが普通だったのであるが、避暑中の八月六日の四竈日記に、天皇の病気が精神面にも及ぶものであることを示唆する記事が初めて登場する。すなわち、「時々御言葉の明瞭を欠くことあるが如きは、近来漸く其の度を御増進あらせられたるには非ずやと拝し奉るも畏れ多き極みなり。」と（四竈一四六）。

第五九回御進講は、還幸の翌日九月一九日に予定されていたが、一〇月三日にいったん延期され、さらに十一月七日までずれ込んでいる。一〇月三日の前後の四竈日記には、次のような記述がみられ、東京に戻ってから天皇の体調がすぐれない様子が記されている（四竈一六三・一六四）。

御陪食の節、玉座に臨御あらせ玉ひしも、多少御気色勝れさせ玉はざるものあり。御咳これに伴ひ、御姿勢等思はしからざるを拝し奉れりとは畏き極みにこそ。午後の御運動は僅かに宮殿内の御逍遙に止まり、室外の御運動を控へさせられ、また夜間の御玉突も平日と異りて、単に出御遊ばせらると言ふに過ぎざりしと言ふ。「中略」洩れ承はるに、特に御大儀の御模様を拝し奉ると。然も階段の御昇降には、昨今侍従両側より御扶け参らするに非ざれば叶はせられずとは何たることぞ。（九月二六日）

午後の屋外御運動は尚ほ遊ばされず。玉体何処と言ふにはあらねども御不自由にわたらせられたるためなり。

（一〇月二日）

とはいえ、天皇の体調は、悪くなる一方だったわけではない。天皇は、一〇月二三日から二五日まで、御召鑑「撰津」において千葉県館山沖での海軍特別大演習を統裁し、二八日には特別大演習観艦式のため横浜に行幸、三一日には天長節観兵式で雨にぬれながら閱兵した。また、一月九日から一九日まで、陸軍特別大演習統裁のために兵庫県須磨・明石や大阪府伊丹に行幸し、京都にて諸陵を参拝するなどした。この陸軍特別大演習には、一八歳の皇太子裕仁親王が初めて参加した（四電一六六〜一八〇）。一月七日の第五九回御進講は、このような小康状態の間にかろうじて行われたものであろう。

しかし、この小康状態は、長くは続かなかった。一月二五日には、海軍大学校などの卒業式への行幸が中止となっており（四電一八〇）、一月二六日の帝国議会開院式には、勅語朗読が数日間練習しても困難であったため、行幸でできなかった。⁽²⁶⁾一月二一日の予定が延期となった第六〇回御進講は、一月五日に行われているが、かなりの無理をしたことであつたらう。

（6）一九二〇（大正九）年以降

御進講録が残っているのは、第六〇回御進講の帝国憲法第七二条第一項の部分までである。一九二〇年の日付がある御進講録は、清水澄関係文書中には存在しない。第七二条第二項以下第七六条までの御進講は行われたのであろうか。

はっきりとした証拠はないが、おそらく行われなかったのではないかと思われる。その理由として挙げられるのは、一方で、大正天皇の心身の状態がさらに悪化したこと、他方で、清水の側に新たな任務が課せられたことである。

まず、大正天皇の状態について確認しよう。一九二〇年の年始の状況は前年と大きく変わらず、四方拜は御代拜、観兵式は取止めとなったが、御運動は行っている（四電一八七〜一九〇）。避寒のための葉山行幸啓は、前年より早く一月一九日に行われた（四電一九四）。避寒・静養をしたにもかかわらず、天皇の健康は回復しなかった。三月三一日には、

いわゆる第一回病状発表があり、還幸の延期が宮内大臣から公表された。四月九日には「聖上には当分御撰養の必要上、御座所に於て政務を嚮はせらるるの他は一切公務の御執務あらせらざる事に御願ひする事」「今後は内外人の拝謁等も表向きには聖上の出御なかるべく、必要已むを得ざるの場合には皇后皇太子代つてその御役を勤めさせ給ふ事」が決定された。すなわち、天皇の公務を皇后・皇太子が事実上代行することになったのである。もっとも、天皇には自分が病気だとの自覚はなかつた⁽²⁷⁾（四電二〇三）。

葉山御用邸からの還幸は五月二日まで遅れたが、それでも天皇の病状は改善せず、公務に復帰することはなかつた。それどころか、六月一六日から七月一七日まで沼津御用邸で静養、同月二七日から九月一六日まで日光田母沢御用邸で避暑と、東京における天皇の不在が常態化した（四電二一・二一七・二二五・二二六・二三三）。沼津から還幸し日光に行幸するまでの間の七月二四日には、いわゆる第二回病状発表があり、「御倦怠の折節には御態度に弛緩を来し、御発語に障碍起り、明晰を欠く事偶々これあり」といった深刻な心身の状況が、国民に対して正式に伝えられた。

一九二〇年六月頃から、宮中は、宮中某重大事件、皇太子渡欧問題、摂政設置問題とたてつづけに重要な政治問題にみまわれた。その結果、山県閥支配が崩壊し、牧野伸顕が宮内大臣になるなど、宮中の政治環境は激変した。病氣の大正天皇がこれらに関わるわけはなく、むしろその存在と権威がなかつたことが問題を複雑にしたと考えられるが、本稿では触れる必要はあるまい⁽²⁸⁾。

大正天皇は、その後も、観兵式・陸軍特別大演習など軍関係の公務はもとより、内外の使臣との拝謁、帝国議会や諸学校への行幸などの公務を行うこともなく、新年行事を含む宮中祭祀の御親祭すら行っていない。一九二〇年一月二三日から翌年四月一二日まで葉山御用邸での避暑・療養、五月一七日から六月二二日まで沼津御用邸での療養、七月一五日から二二日まで塩原御用邸、二二日には日光田母沢御用邸に移り九月二二日まで避暑と、療養に専念せざるをえ

なかった（四電二四二・二五三・二五八・二六〇・二六一・二六二・二六九）。その間、一九二一年四月一六日に、いわゆる第三回病状発表が行われている。

一九二〇年以降、大正天皇はこのような状態であって、御進講を受けることは不可能であったと考えられる。それだけでなく、御進講の必要もなくなっていく。皇太子裕仁親王が成人して天皇の公務を代行するようになり、最終的に摂政に就任することとなったからである。皇太子は、一九一九年五月七日に成年式を挙げて天皇の公務を一部代行するようになっていた。一九二一年二月一八日に東宮御学問所の終業式を終え、いよいよ、三月三日から欧州を歴訪して見聞を広め、九月三日に無事帰国した。⁽²⁹⁾ 帰国後、牧野宮内大臣と原敬（一八五六～一九二一）首相を中心に摂政の設置に向けた動きが加速する。一〇月四日には、いわゆる第四回病状発表が行われた。一月四日に原首相は暗殺されたが、予定通り一月二五日に、いわゆる第五回病状発表とともに摂政設置が行われた。⁽³⁰⁾ こうして、天皇の役割は、若き皇太子が果たすようになる。そうすると、もはや天皇に対して政治的素養をつける必要はなくなり、皇太子の帝王学に力が注がれたことは、当然の流れと言えよう。

大正天皇への御進講が一九一九年二月五日の第六〇回で中止されたと考えるもう一つの根拠は、この点と関連する。一九二〇年一月に清水には、東宮御学問所御用掛となって、皇太子に「法制・経済」を進講する任務が与えられたのである。本稿の最初で述べたように、清水は、この御進講のために特に教科書を執筆するなど、この任務に打ち込んだ。そして皇太子帰国後は、「帝国憲法」御進講がおそらく毎週二回行われている。ほかに行政裁判所評定官兼枢密院書記官という職務をもつ清水にとって、皇太子への御進講に加えて、大正天皇へも進講することが可能であったとは考えがたい。

(22) 第二二回御進講には、草稿に「四月五日二十日」と、清書された講義録に「大正六年四月二十五日」と欄外書き込みがある（大正進講一四七―草稿一・本文二）。一九一七年四月五日は木曜日、二五日は水曜日であり、定例日以外の日付が登場するのはここだけである。いずれも修正されているので、単なる誤記と思われる。

(23) 原・前掲書注(12)一九三・一九四頁。

(24) 原・前掲書注(12)二〇九頁。

(25) 伊藤・前掲書注(3)九一頁。

(26) 原奎一郎編『原敬日記 第五卷 首相時代』（一九八一年、福村出版）一九三頁（大正八年二月二五日条）。

(27) 伊藤・前掲書注(3)一六〇頁以下も参照。

(28) 伊藤・前掲書注(3)一四六頁以下。

(29) 皇太子の渡欧については、波多野勝『裕仁皇太子ヨーロッパ外遊記』（一九九八年、草思社）が詳しい。

(30) 伊藤・前掲書注(3)一六〇頁以下。

(四) 御進講の条件と成果

大正天皇の心身の状態が悪化する中で、清水の御進講がどのような日程で行われたかについて、詳細に検討してきた。これにより、この御進講が未完のままおわり、成果も上げなかったであろうことは、おのずと明らかになったと思われる。

もともと大正天皇への御進講は、かなり悪い条件で行われている。昭和天皇の摂政宮時代の御進講と比べると、次のような違いが指摘できるであろう。

(1) まず、御進講を聞いたときの両天皇の年齢である。大正天皇への御進講は一九一五（大正四）年から一九一九

年までであるから、このときの天皇の年齢は三六歳から四〇歳である。天皇がこの年齢まで憲法について本格的に学んでいなかったということじたい、大正天皇への帝王学の失敗を象徴しているように思われる。昭和天皇への御進講は、「法制・経済」が東宮御学問所時代の一八歳から一九歳のとき、「帝国憲法」が摂政宮時代で二〇歳から二五歳ごろまで、「行政法」と「皇室令制」が即位前後の二五歳ごろから三〇歳ごろまでであった。こちらは高等教育を受ける通常の年齢といつてよい。

（2）頻度という点でも、ほぼ隔週に一回、五〇分という回数・時間では、効率的な御進講は難しいであろう。しかも、既に見たように、諸種の事情で御進講がなされなかった定例日も多く、回数の多い一九一七年・一九一八年でも年間二〇回弱に過ぎない。これに対し昭和天皇への御進講は、「行政法」と「皇室令制」が前述のようにそれぞれ週一回ずつあったことから推測すると、「帝国憲法」は毎週二回であったと思われる。公務などで中止となる場合もあることを考えても、年間五〇回以上は行われたであろうから、御進講の量という点で相当の違いがある。

（3）大正天皇への御進講は、右で詳しく検討したように、天皇の心身の状態が悪化する中で行われた。もともと大正天皇が大学レベルの御進講を理解できたかは疑問であるが、一九一八年秋頃からの前述のような状態では、御進講を理解するのはとうてい無理であったろう。生物学者でもあった知的レベルの高い昭和天皇とは、雲泥の差である。